# 第27回福岡市屋外広告物審議会

【報告資料】 福岡市屋外広告業者に対する処分基準について

# 福岡市屋外広告業者に対する処分基準について

# 1 屋外広告業登録制度について

#### 【屋外広告業とは】

「屋外広告業」とは、**屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業**をいう。 福岡市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は福岡市長の登録を受けなければならない。

参考: 令和元年 12 月末現在の登録業者数 897 業者 (うち, 申請住所が福岡市内 328 業者)

#### 〈概要〉

項目	内 容	条文等
登録対象者	市内で屋外広告業を営もうとする者	条例 25
登録の有効期間	5年間	条例 25, 規則 15
登録の申請	登録申請書等の提出が必要	条例 26, 規則 16
		~18
登録手数料	10,000円	条例 43
登録の実施	申請完了後,屋外広告業登録簿に登録	条例 27, 規則 18
欠格用件	欠格用件に該当する場合は登録不可。	条例 28
登録事項の変更の届出	登録後, 登録事項に変更があった場合は30日以内に変更届	条例 29, 規則 19
	を提出	
業務主任者の設置	営業所ごとに業務主任者を選任	条例 34, 規則 23
標識の掲示	営業所ごとに標識を掲示	条例 35, 規則 24
帳簿の備付け	営業所ごとに営業記録の帳簿を備え,保存	条例 36, 規則 25
登録の取消し等	市長は,屋外広告業者が条例に違反した場合は,登録の取消	条例 38
	しや営業停止を命じることができる。	
罰則等	条例に違反した場合は、罰金等に処せられることがある。	条例 46~47, 49

福岡市屋外広告物条例(昭和 47 年福岡市条例第 60 号):条例

福岡市屋外広告物条例施行規則:規則

# 【他都市の処分基準策定状況】

罰則規定とは別に処分基準を設けているのは,下記のとおりである。

(H30 年度末)

	都道府県	政令市
処分基準あり	17	3
処分基準なし	30	17

# 2 処分基準の方針

### 【趣旨・目的】

- ○福岡市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると条例に規定しており、不良業者を排除して良質な業者を育成するため、屋外広告業者に対する処分の具体 的な基準を定める。
- ○この基準は,福岡市行政手続条例(平成7年福岡市条例第56号)及び条例に基づく処分基準である。

## 【処分基準の考え方】

- ○処分に至るまでに助言や勧告などの是正指導を迅速かつ丁寧に行うことで,違反行為の抑止効果が期待されるため,違反行為毎の処分基準とする。
- ○対象となる違反行為は条例第38条第1項の規定により処分が定められている行為とする。
- ○違反広告物を表示または設置した屋外広告業者に対しては,屋外広告業の処分と合わせて別途定める「福岡市違反広告物是正指導要綱」に沿った指導を行う。

#### 《是正手順》

①是正指導

違反行為を行った業者に対する助言, 指導, 勧告

②行政手続

不利益処分の名あて人となるべき者への聴聞, もしくは弁明の機会の付与

③監督処分

是正指導に従わない業者に対する「登録の取消し」もしくは「営業停止命令」



- ※処分の基準については、違反行為の内容及び罰則の重さにより定める
- ※複数の違反行為がある場合は、最も重い処分を適用
- ※悪質な場合の加重や、やむを得ない事由による軽減措置を個別に判断

④刑事告発

監督処分を行っても是正に従わない業者について, 刑事訴訟法に基づく告発

# 3 今後のスケジュール

令和2年 1月28日 屋外広告物審議会にて報告

令和2年 4月 登録業者に対する説明会の実施

令和2年 5月 1日 要綱策定(予定)

■ 処分基準(案)について 参考資料

# (屋外広告物条例第38条第1項)

次の事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

1号	不正の手段により、屋外広告業の登録(更新を含む)を受けたとき。	登録取消
本語の子政により、屋外広告集の登録(更和を含む)を支げたとさ。   屋外広告物条例第28条第1項の(2)、(4)~(9)のいずれかに該当することとなったとき。   第28条第1項		登録取消
3号	<b>号</b> 登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき。	

福岡市屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき。 ※要綱では罰則を規定する条例第46~47条,第49条の違反を対象に, 「登録の取消し」もしくは「業務の全部又は一部停止(180~30 日)」を行うものとする。 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 刑事告発 1 46 2 不正の手段により登録を受けた者 登録取消 上記登録の取り消し、業務の全部又は一部停止の営業の停止命令 3 登録取消 に違反した者 禁止地域・禁止物件に広告物を表示又は掲出した者、又は許可を受 停止 90 日 1 けずに広告物の表示・掲出をした者 停止 90 日 許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造をした者 許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物の除却義務に違反 停止 90 日 3 許可違反の広告物の表示又は掲出物件の設置に対する設置の停止 4号 停止 180 日 等市長の命令に違反した者 47 広告物の表示者等のうち、市長の求めに対し、報告や資料の提出を せず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は検査に対する拒否や 停止 60 日 妨げ若しくは忌避をした者 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 停止 90 日 登録取消 7 業務主任者を選任しなかった者 福岡市の区域内で屋外広告業を営む者のうち、市長の求めに対し、 報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は 停止 60 日 検査に対する拒否や妨げ若しくは忌避をした者 すでに廃業して 廃業の届出を怠った者 1 いるため, 停止期間等なし 49 営業所に標識を掲げなかった者 停止 30 日 条 営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載を 3 停止 30 日 し、又は帳簿を保管しなかった者